



令和7年度 第1回
横浜市大都市自治研究会
<会議資料>

令和7年6月27日

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等の論点整理（案）

論点整理(案) 目次

1 特別市の法制化に関する論点

- (1) 総論
- (2) 特別市の位置付け
- (3) 住民投票
- (4) 移行手続
- (5) 移行要件
- (6) 法律の枠組み

これまでの議論
を踏まえ、
各論点の考え方
を整理

2 特別市の制度設計等に関する論点

- (1) 残存する道府県の事務処理への影響とその対応策
- (2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い
- (3) 広域的な役割も引き継ぐ特別市が周辺市町村において果たすべき役割
- (4) 特別市と残存する道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じない
ようにするための財政面での対応
- (5) 特別市における住民自治や住民代表機能の確保

総務省WGで整理
された論点及び、
横浜特別市大綱や
本研究会での議論
を踏まえ、特別市
の制度設計等につ
いて、主要な論点
の考え方を整理

1 特別市の法制化に関する論点

(1) 総論

- 人口減少・少子高齢化や経済停滞などの課題に対応するため、地域特性に応じた持続可能な自治制度の再構築が必要である
- 特別市は、都道府県と市の二重行政を完全に解消し、効率的な行政運営を可能にするものである
- 市民にとって行政サービスの一元化、道府県にとって特別市以外の市町村への補完・支援への注力、近隣自治体にとって広域連携の強化が期待できる

1 特別市の法制化に関する論点

(2) 特別市の位置付け

- 一層制地方公共団体の憲法保障について、二層制原則説を採りつつ、例外としての一層制は当該自治体住民の主権者としての選択の結果に限るとする「二層制原則説+主権者意思発動による例外許容説」の立場からも、立法により一層制の例外的な仕組みを創設することは支障ない
- 「普通地方公共団体」として位置付けても、「特別地方公共団体」として位置付けても、憲法上の保障は可能と考えられる

1 特別市の法制化に関する論点

(3) 住民投票

- 特別市への移行は地方自治の根幹に関わるため、住民投票が不可欠。 投票の範囲は、特別市となる地域の住民と考えるべきである
- 特別市の設置を、一層制への移行とともに、道府県の境界変更も伴うものであると捉えた場合でも、地方自治法第6条の2に定められているとおり、残存する道府県議会の同意や議決があれば足りるものと考える

1 特別市の法制化に関する論点

(4) 移行手続

- 特別市への移行は、地方自治の本旨を踏まえ、住民、即ち、地方自治体からの発意であるべきと考える
- その際は、前述のとおり、特別市への移行は包括道府県の境界変更も伴うものであると捉えた場合、地方議会の同意・議決が必要になると考える

1 特別市の法制化に関する論点

(5) 移行要件

- 特別市への移行は、住民、即ち、地方自治体発意による選択であるということ、また、今後、大都市においても人口減少が見込まれる状況を踏まえると、移行要件は、指定都市であることという形式要件のみでも足りるのではないかと考える

1 特別市の法制化に関する論点

(6) 法律の枠組み

- 地方自治法そのものに特別市を規定することは当然だが、地方自治法に移行手続までを定める方法と、移行手続は別途法律を制定する方法がある
- 特別市移行の要件が指定都市であることという形式要件のみであり、かつ、移行手續が地方自治体発意であるべきとすれば、一般的に適用される法として地方自治法に手續を含め規定することが妥当ではないかと考える

2 特別市の制度設計等に関する論点

(1) 残存する道府県の事務処理への影響とその対応策

- 現在、道府県で完結している事務については、広域自治体の機能も持つ特別市が道府県の区域外となつたとしても、残存道府県と特別市による事務の共同処理方式などの基本的なフレームを法定することで解決は可能である

2 特別市の制度設計等に関する論点

(2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い

- 残存する道府県の事務処理に必要な行政施設（道府県庁、事務所・事業所など）以外の施設は、道路や橋梁、公園等も含め、基本的には、特別市に移管することを原則とする
- その際、移管前のサービス水準を維持することを原則とすべきである
- また、移管に当たっては、残債を含めて特別市が応分の負担をする

2 特別市の制度設計等に関する論点

- (3) 広域的な役割も引き継ぐ特別市が周辺市町村において果たすべき役割
- 特別市は大都市圏域において、広域的な課題に対して周辺市町村を支援する役割を積極的に担うべきである
 - 広域連携に取り組む際には、残存する道府県や周辺市町村との協議・合意に基づき実施すべきである
 - そのためには、国において特別市による広域連携の仕組みを法制度化することが必要である

2 特別市の制度設計等に関する論点

(4) 特別市と残存する道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないよう にするための財政面での対応

- 残存する道府県は、税収の減少と同時に財政需要も減少する
- また、一義的には地方交付税制度による財政保障が措置されると考えられ、道府県の財政運営に対して大きな影響が生じることは考えにくい
- その上で、国において、残存する道府県、特別市双方に対する激変緩和措置を講ずることで特別市への円滑な移行が可能となる

2 特別市の制度設計等に関する論点

(5) 特別市における住民自治や住民代表機能の確保

- 「横浜特別市大綱」では、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する
とし、区は法人格を持たない行政区とし、区議会は設置せず、区選出の議員に
によるチェック機能や、区長の特別職任命などを導入するとしている
- 本研究会としても、住民代表機能については、公選議員が担い、市議会に区選
出議員で構成する区の議会機能（常任委員会）を置く方法で住民代表機能を確
保できると考える